横須賀市郭

第 1 8 1 4 号

 発行日
 発行所
 横須賀市小川町11番地横須 賀市 役所

 毎月
 編集兼 横須賀市長

 10日
 発行人
 上 地 克 明

 25日
 印刷所 衛宮村 印刷所

目 次

告 示	
◇港湾施設の一部の供用の休止について	14757
◇指定居宅サービス事業者の指定について	"
◇指定地域密着型サービス事業者の指定について	"
◇指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定につ	1)
7	
◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について	//
◇指定居宅介護支援事業者の事業の廃止について	
◇指定障害福祉サービス事業者の指定について	"
◇指定障害福祉サービス事業者の事業の廃止について…	
◇指定障害児通所支援事業者の指定について	14759
◇特定教育・保育施設の確認について	"
◇特定教育・保育施設の確認の辞退について	
◇ごみ処理施設建設に関する事務の委託の廃止につ	()
τ	
◇ごみ処理施設建設に関する事務の受託の廃止につ	()
T	"
◇除却広告物等の保管について	
◇放置自転車等の移動について	//
◇地籍調査の実施について	
◇道路区域変更及び供用開始について	"
公告	
◇介護保険料納入通知書の公示送達	
◇介護保険料の督促状の公示送達	
◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達	
◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達	
◇国民健康保険料の督促状の公示送達	"
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達	//

◇後期高齢者医療保険料の督促状の公示送達	11
◇債権差押調書の公示送達	//
◇配当計算書の公示送達	14763
◇新型コロナウイルス感染症の予防接種について	//
◇物品の売払いに係る一般競争入札について	//
◇横須賀都市計画下水道事業の変更認可に関する図書の	写
しの縦覧について	//
◇農用地利用集積計画について	//
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	14764
◇指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	//
◇指定下水道工事店の代表者の変更について	"

告 示

横須賀市告示第77号 (令和 3 年 4 月20日) 掲 示 済)

次に掲げる港湾施設は、整備工事のため、令和3年5月25日から当分の間、供用を休止します。

令和3年4月20日

横須賀市長 上 地 克 明

新港野積場の一部

横須賀市告示第78号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和3年 4月1日	さくら・竹の葉ヘル パーステーション追 浜 横須賀市追浜本町1丁目 25番地		訪問介護	横須賀市船越町一丁目12番地 株式会社バンブー 代表取締役 竹 中 孝 行
同	問 訪問介護事業所 あ りがとう 横須賀市衣笠栄町 3番地衣笠むらや 203		訪問介護	横浜市中区不老町一丁目 6 番地10苗 場ビル 3 F - A アールウィズ株式会社 代表取締役 有 光 龍 也
司	同 訪問介護 りぼん 横須賀市長井5丁目14番 2号		訪問介護	横須賀市長井三丁目28番5号 株式会社結 代表取締役 山 腰 瑞 穂

横須賀市告示第79号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規 定により、次に掲げる者を指定地域密着型サービス事業者とし て指定しました。 令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和3年 4月1日	グループホーム は るかぜハウス	横須賀市長沢1丁目8番 23号	認知症対応型共同 生活介護	東京都北区田端新町二丁目8番11号 グリーン燃料開発株式会社 代表取締役 瀬 尾 裕 文
看護小規模多機能型 同 居宅介護 はるかぜ ハウス	横須賀市長沢1丁目8番 23号	複合型サービス	東京都北区田端新町二丁目8番11号 グリーン燃料開発株式会社 代表取締役 瀬 尾 裕 文	

横須賀市告示第80号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第54条の2第1項の規 定により、次に掲げる者を指定地域密着型介護予防サービス事 業者として指定しました。 令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	の名称 事業所の所在地 サービスの種類		申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和3年 4月1日	グループホーム は るかぜハウス	横須賀市長沢1丁目8番 23号	介護予防認知症対 応型共同生活介護	東京都北区田端新町二丁目8番11号 グリーン燃料開発株式会社 代表取締役 瀬 尾 裕 文

横須賀市告示第81号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。 令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和3年 3月31日	さくら・介護ステー ション追浜	横須賀市追浜本町1丁目 25番地	訪問介護	横須賀市船越町六丁目47番地チェリー 館 E - 301 株式会社HRK 代表取締役 花 田 安 弘
同	ゆいまーるヘルパー ステーション	横須賀市浦賀1丁目7番 1号	訪問介護	横須賀市浦賀一丁目7番1号 合同会社ゆいまーる 代表社員 鈴 木 ともみ

横須賀市告示第82号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援の事業を廃止する旨

の届出がありました。 令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和3年 3月31日	横須賀市北下浦介護 相談センター	横須賀市長沢2丁目6番 40号	居宅介護支援	横須賀市本町二丁目1番地横須賀市 立総合福祉会館3階 社会福祉法人横須賀市社会福祉事 業団 理事長 木 村 忠 昭

横須賀市告示第83号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次に 掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。 令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和3年 4月1日	さくら・竹の葉ヘル パーステーション追 浜	横須賀市追浜本町1丁目 25番地	居宅介護	横須賀市船越町一丁目12番地 株式会社バンブー 代表取締役 竹 中 孝 行
同	訪問介護事業所 ありがとう	横須賀市衣笠栄町1丁目 3番地衣笠むらやまビル 203	居宅介護	横浜市中区不老町一丁目 6 番地10苗 場ビル 3 F - A アールウィズ株式会社 代表取締役 有 光 龍 也
同	さくら・竹の葉ヘル パーステーション追 浜	横須賀市追浜本町1丁目 25番地	重度訪問介護	横須賀市船越町一丁目12番地 株式会社バンブー 代表取締役 竹 中 孝 行
同	訪問介護事業所 ありがとう	横須賀市衣笠栄町1丁目 3番地衣笠むらやまビル 203	重度訪問介護	横浜市中区不老町一丁目 6 番地10苗 場ビル 3 F - A アールウィズ株式会社 代表取締役 有 光 龍 也

横須賀市告示第84号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法

律(平成17年法律第 123 号)第46条第 2 項の規定により、次に 掲げる者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出 がありました。

令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和3年 3月31日	さくら・介護ステー ション追浜	横須賀市追浜本町1丁目 25番地	居宅介護	横須賀市船越町六丁目47番地チェリー 館 E - 301 株式会社 H R K 代表取締役 花 田 安 弘
同	同 さくら・介護ステー 横須賀市追浜本町1丁目 ション追浜 25番地		重度訪問介護	横須賀市船越町六丁目47番地チェリー 館E- 301 株式会社HRK 代表取締役 花 田 安 弘

横須賀市告示第85号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164 号) 第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者とし

て指定しました。 令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所 支援の種類	申請者の名称及び主たる事務 所の所在地並びに代表者名
令和3年 4月1日	放課後デイサービス toiro 大津	横須賀市大津町 1 丁目16 番 7 号ピオモンテビル 2 階	放課後等デイサー ビス	横浜市港北区新横浜二丁目6番地13 新横浜ステーションビル7階 アンダンテミライ株式会社 代表取締役 畠 山 大志郎
同	横須賀市療育相談センター	横須賀市小川町16番地	保育所等訪問支援	横浜市神奈川区西神奈川一丁目9番 地の1 社会福祉法人青い鳥 理事長 飯 田 美 紀

横須賀市告示第86号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項の規定により、次に掲げる施設を特定教育・保育施設として確

認しました。 令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

確認年月日	施設の名称	施設の所在地	施設の種類	設置者の名称
令和3年4月1日	佐野こども園	横須賀市佐野町5丁目7番地	認定こども園	社会福祉法人横 須賀市社会事業 協会
同	岩戸こども園	横須賀市岩戸3丁目37番5号	認定こども園	学校法人横須賀 山崎学園
同	和順こども園	横須賀市久里浜2丁目19番14号	認定こども園	社会福祉法人和 順会
同	長井婦人会こども園	横須賀市長井2丁目2番3号	認定こども園	社会福祉法人長 井婦人会
同	ケンコウ幼稚園	横須賀市小原台31番1号	幼稚園	学校法人木村学 園
同	ベネッセ逸見保育園	横須賀市西逸見町1丁目37番地	保育所	株式会社ベネッ セスタイルケア

横須賀市告示第87号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第36条の規定 により、次に掲げる施設から特定教育・保育施設の確認の辞退 がありました。 令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

辞退年月日	施設の名称	施設の所在地	施設の種類	設置者の名称
令和3年4月1日	佐野保育園	横須賀市佐野町 5 丁目 7 番地	保育所	社会福祉法人横 須賀市社会事業 協会
同	和順保育園	横須賀市久里浜2丁目19番14号	保育所	社会福祉法人和 順会

同 長井婦人会保育園 横須賀市長井2丁目2番3号 保育所 社会福祉法人長 井婦人会

横須賀市告示第88号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定により、次の規約に基づき、三浦市へのごみ処理施設建設に関する事務の委託を廃止しました。

令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明 ごみ処理施設建設に関する事務の委託に関する規 約を廃止する規約

ごみ処理施設建設に関する事務の委託に関する規約(平成21 年横須賀市告示第56号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 廃止前のごみ処理施設建設に関する事務の委託に関する規 約の規定に基づく経費の額及びその支払い並びに決算に係る 事務処理等については、同規約第2条及び第4条の規定は、 この規約の施行後も、当該額の支払い、決算の処理等がなさ れるまでの間は、なおその効力を有する。

横須賀市告示第89号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 252 条の14第 2 項の規 定により、次の規約に基づき、三浦市からのごみ処理施設建設 に関する事務の受託を廃止しました。

令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明 ごみ処理施設建設に関する事務の委託に関する規

約を廃止する規約

ごみ処理施設建設に関する事務の委託に関する規約(平成21 年横須賀市告示第57号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 廃止前のごみ処理施設建設に関する事務の委託に関する規 約の規定に基づく経費の額及びその支払い並びに決算に係る 事務処理等については、同規約第2条及び第4条の規定は、 この規約の施行後も、当該額の支払い、決算の処理等がなさ れるまでの間は、なおその効力を有する。

横須賀市告示第90号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第8条第1項の規定 により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して2週間一般の縦覧に供します。

令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

•	/A LI 1/3 ·	2 - 111.2.	> (10. 12.50) (1		
	広告物等 の名称又 は種類		広告物等が放置されてい た場所	除 却 年月日	保 管期 間
	はり札等	14	追浜東町3丁目、汐入町 3丁目、若松町2丁目、 米が浜通1丁目、安浦町 2丁目、三春町3丁目、 衣笠栄町2丁目、池上5 丁目、舟倉1丁目、久里 浜1丁目、野比1丁目及 び津久井浜4丁目地内	令和3 年3月 1日同日 31日 で	日から 起算し

2 保管場所

横須賀市武3丁目22番1号

- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所及び返還日時 返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定しま す
- (2) 持参するもの

受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明する もの及び印鑑

4 問い合わせ先

横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第91号

自転車等の放置防止に関する条例(平成3年横須賀市条例第29号)第10条第2項及び第4項並びに第28条第2項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

炒 到 千 月 日 守				
	移動した自転車等の台数			
移動年月日	自転車	原動機付自転 車及び普通自 動 2 輪車	自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
令和3年3月1日から 同月31日まで	台 64	台 1	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	夏島町自転車等保管所 横須賀市夏島町2番地
司	3	0	京急田浦駅周辺自転車等放置禁止 区域	同
司	6	0	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
司	28	5	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁 止区域	同
司	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区 域	同
司	13	2	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	9	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止 区域	同

同	1	0	京急大津駅周辺自転車等放置禁止 区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	3	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	3	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区 域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町4丁目4番地
同	1	0	YRP野比駅周辺自転車等放置禁 止区域	同
同	31	2	新港町、小川町、緑が丘、日の出町1丁目、三春町2丁目・4丁目、 深田台、上町3丁目、公郷町3丁目、平作7丁目、馬堀町1丁目、 池田町5丁目、佐原2丁目・4丁目、久里浜1丁目、栗田2丁目及び長井3丁目地内の道路	同
同	1	0	横須賀駅第2自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町2丁目1番地
同	2	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	同

2 保管期間

自転車等を移動した日の翌日から起算して2箇月間

- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所

返還を受けようとする自転車等の保管場所

(2) 返還日時

月曜日から土曜日までの午前11時から午後7時まで。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除きます。

(3) 移動費用

自転車 1台につき 1,500円

原動機付自転車及び普通自動 2 輪車 1 台につき 3,000 円

(4) 持参するもの

自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であることを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置

保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先

横須賀市土木部土木計画課

横須賀市告示第92号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規

定により、次のとおり地籍調査を実施します。

令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 事業計画が定められた年月日 令和3年4月1日
- 2 調査を実施する者の名称

横須賀市

3 調査地域

衣笠栄町3丁目・4丁目及び長井3丁目・5丁目・6丁目 の各一部

4 調査期間

令和3年4月26日から同年12月28日まで

横須賀市告示第93号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 3 年 4 月26日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市土木部道路管理課において告示の 日から30日間一般の縦覧に供します。

令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

路線名	旧新別	区	間	敷地の幅員	延 長
1,355	旧	平作3丁目2179番の1地先から 平作3丁目2195番の1地先まで		$2.7 \sim 3.1$	メートル 75.5
1,555	新	平作3丁目2179番の1地先から 平作3丁目2195番の1地先まで		2.8~ 5.0	74.7
4.373	旧	秋谷字海老田4251番の3地先から 秋谷字海老田4251番の18地先まで		1.8	18.5
4,575	新	秋谷字海老田4251番の3地先から 秋谷字海老田4251番の17地先まで		1.8~ 2.9	17.5
4,374	旧	秋谷字海老田4253番地先から 秋谷字海老田4254番の3地先まで		1.8~ 2.9	22.6
4,574	新	秋谷字海老田4253番地先から 秋谷字海老田4254番の3地先まで		1.8~ 4.0	22.6

公 告

横須賀市公告第69号 (令和3年4月13日) 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年4月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備考
令和2年度	介護保険料納入 通知書	3月分の納期限は、令和3年 4月30日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第70号 (令和 3 年 4 月13日) 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年4月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年	度	種	別	月	別	発付年月日
				11 J] 分	令和 2 年12月28日
令和	2年度	介護	保険料	12 J] 分	令和3年1月29日
				1 }] 分	令和3年2月26日

(別紙略)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年4月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科目	備考
令和2年度	国民健康保険料 決定通知書	1月分から3月分までの納期 限は、令和3年4月30日に変 更する。

(別紙略)

横須賀市公告第72号 (令和 3 年 4 月13日) 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年4月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備考
令和元年度		減額分
	国民健康保険料	減額分
令和2年度	変更通知書	3月分の納期限は、令和3年 4月30日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第73号 (令和 3 年 4 月13日) 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年4月13日

横須賀市長 上 地 克 明

年	度	種	別	月		別	発付年月日	
				6	月	分	令和2年7月30日	
	令和 2 年度		7	月	分	令和2年8月28日		
				8	月	分	令和2年9月30日	
Δ ₹π 9		国民健康保険料	9	月	分	令和2年10月30日		
1771114			10	月	分	令和 2 年11月30日		
					11	月	分	令和 2 年12月28日
			12	月	分	令和3年1月29日		
				1	月	分	令和3年2月26日	

(別紙略)

横須賀市公告第74号 $\begin{pmatrix} \Diamond \Pi \ 3 \ \Pi \ 4 \ \Pi \ 13 \ \Pi \end{pmatrix}$

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年4月13日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第75号(令和3年4月13日)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年4月13日

横須賀市長 上 地 克 明

		212121121	
年 度	種 別	月別	発付年月日
令和2年度	後期高齢者 医療保険料	1 月 分	令和3年2月1日

(別紙略)

横須賀市公告第76号 (令和 3 年 4 月16日) 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に

係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法 (昭和25年 法律第226号) 第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年4月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

^^^^

横須賀市公告第77号 $\begin{pmatrix} \Diamond \Pi & 3 & \mp 4 & 116 & 11 \\ 4 & & \pi & & 3 \end{pmatrix}$

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和3年4月16日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第78号 (令和 3 年 4 月16日) 掲 示 済)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施します。

令和3年4月16日

横須賀市長 上 地 克 明

1 予防接種の対象者 次のいずれかに該当する16歳以上の方

- (1) 本市に住所を有する方
- (2) 前号に掲げる方のほか、やむを得ない事情がある方として市長が認める方
- 2 実施場所

当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関等

3 実施期間

令和3年4月19日から令和4年2月28日まで

4 接種不適当者

予診の結果、被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けた ことがある方であって、新型コロナウイルス感染症に係る 予防接種を行う必要がないと認められる方
- (2) 明らかな発熱(通常37.5度以上の発熱をいう。)を呈している方
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当 な状態にある方
- 5 料金

無料

横須賀市公告第79号 $\begin{pmatrix} 2\pi & 3\pi & 4\pi & 19\pi \\ 4\pi & \pi & 3\pi \end{pmatrix}$

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により物品の売払いを行います。

令和3年4月19日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第80号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において 準用する同法第62条第1項の規定により、神奈川県知事から横 須賀都市計画下水道事業公共下水道の事業計画の変更認可に関 する図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項におい て準用する同法第62条第2項の規定により横須賀市都市部都市 計画課において縦覧に供します。 令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市公告第81号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19 条の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和3年4月26日

横須賀市長 上 地 克 明 記の1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市長井1丁目126番1及び127番1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市津久井5丁目17番2号

原田靖久

3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長井1丁目3番12号

原 田 俊 雄

記の2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市長井1丁目893番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市長井1丁目15番2号 嘉 山 敏 光
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長井1丁目8番16号

嘉 山 ハルエ

記の3

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市長井6丁目5029番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市長井6丁目17番46号

鈴木浩之

3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長井6丁目28番7号

鈴 木 文 代

記の4

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市長沢 6 丁目5023番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市長沢 6 丁目30番12号

仲 野 翔

3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長沢6丁目41番21号

大 古 '

記の5

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市長坂4丁目2413番、2417番及び2419番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市秋谷1丁目23番20号中田アパート 202号 星 野 結 子
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市長坂4丁目17番12号

広 瀬 修

記の6

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在 横須賀市林 4 丁目1117番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名 横須賀市林4丁目5番1号

岩 沢 清

3 利用権を設定する方の住所及び氏名 横須賀市林2丁目4番3号 若 命 知 子

14763

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第14号

横須賀市水道事業給水条例(昭和33年横須賀市条例第24号)

第11条第1項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者 を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和3年4月26日

横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者	名 名	所	在	地	指定年月日	有効期限
579	アクアテック株式会社	石山	健	横浜市瀬谷 番地18	区阿久和	東二丁目 5	令和3年 4月9日	令和8年 4月8日

横須賀市上下水道局告示第15号

指定給水装置工事事業者規程(平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号)第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を廃止した旨届出

がありました。

令和3年4月26日

横須賀市上下水道事業管理者 横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代表者名	所 在 地	届出年月日
361	株式会社青木工業	青 木 潔	横浜市戸塚区原宿三丁目4番1号	令和3年3月25日

横須賀市上下水道局告示第16号

令和2年横須賀市上下水道局告示第9号により指定した指定 下水道工事店宮内工業株式会社は、次のとおり代表者を変更し ました。

令和3年4月26日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	工.	事	店	名	代 表 者 名		所 在 地
					新	IΗ	所 在 地
須 112	宮内工業株式会社				宮内 敏昭	宮内昭孝	横浜市港北区箕輪町二丁目8番22号